政令

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四百号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

四　法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号）の規定による法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に関すること。

附　則

この政令は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四百一号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別									
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
アジア	インド	円 760,000	円 690,000	円 655,500	円 633,700	円 601,000	円 546,400	円 491,900	円 437,300	円 393,700	円 371,800	円 350,000	円 328,200
	インドネシア	660,000	560,000	527,500	507,200	476,800	426,000	375,300	324,500	283,900	263,600	243,300	223,000
	カンボジア	720,000	700,000	656,300	632,000	595,600	535,000	474,400	413,800	365,300	341,000	316,800	292,500
	シンガポール	860,000	770,000	718,800	690,100	647,000	575,100	503,200	431,300	373,800	345,100	316,300	287,600